

9月8日(日)は 松田町長選挙

当日の投票時間 午前7時～午後8時 開票開始 午後9時～(松田町体育館)

松田町長選挙を9月8日(日)に行います。投票できる方には、投票所入場券(封書)を8月下旬に発送します。選挙当日は、投票所入場券を持ち、指定の投票所で投票してください。また、「届かない」、「紛失した」などの場合も投票できますので、係員にお申し出ください。大切な権利を無駄にしないため、忘れずに投票しましょう。

【問い合わせ】町選挙管理委員会(庶務課内) ☎(83)1221

投票所

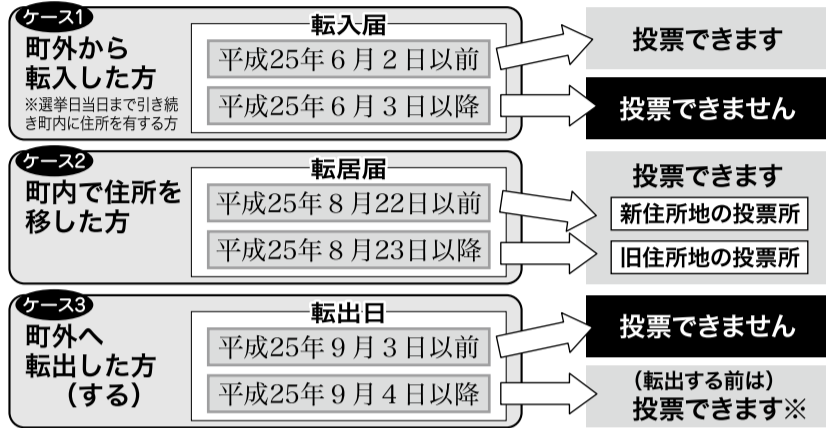
○投票所入場券に記載されている投票所でしか投票できません。間違いのないようお願いします。

| 投票区 | 投票所 | 投票区域(自治会) |
|-----|------------|----------------------------|
| 第1 | 町立公民館展示ホール | 河内、中丸、中央、仲町、谷戸 |
| 第2 | 松田小学校家庭科教室 | 新松田、中沢、沢尻、谷津、宮前、かなん沢、中里、城山 |
| 第3 | 松田町体育館 | 町屋、店屋場、仲町屋 |
| 第4 | 神山地域集会施設 | 神山、茶屋 |
| 第5 | 萱沼児童館 | 萱沼 |
| 第6 | 寄中学校屋内運動場 | 弥勒寺、中山、大寺宮地(宮地地区) |
| 第7 | 宇津茂地域集会施設 | 土佐原、宇津茂、大寺宮地(大寺地区) |
| 第8 | 虫沢地域集会施設 | 虫沢田代 |
| 第9 | 湯の沢児童センター | 湯の沢 |

投票できる方

○平成5年9月9日までに生まれた方で、松田町に住所を有する方。

○最近、住所変更された方は、下記の表によります。



※転出する前であれば投票できますが、転出後は投票できません

当日投票ができない方は期日前投票などのご利用を！

期日前投票・不在者投票

仕事や旅行、冠婚葬祭などで選挙当日に投票できない方は期日前投票をご利用ください。

期日前投票

●町の期日前投票所で投票

選挙前日までの都合の良い日に次のとおり投票できます。投票所入場券が届いている方はお持ちください。

●期日前投票の期間と時間

9月4日(水)～9月7日(土)
午前8時30分～午後8時

●投票場所

町役場 1階 1AB会議室

●不在者投票

①滞在先(町外)の選挙管理委員会で投票

滞在地から、町の選挙管理委員会に対し投票用紙を電話などで請求してください。投票用紙などの交付を受けたら、滞在地の選挙管理委員会へ持って行き、不在者投票してください。

なお、投票した投票用紙は滞在地から町選挙管理委員会へ郵送されますが、9月8日午後8時までに届かなければなりませんので、お早めの手続きをお願いします。

②病院などで投票

県の選挙管理委員会が指定した病院などに入院・入所の方が対象となります。入院・入所先で申し込み、不在者投票してください。

③郵便で投票

身体に重度の障害がある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の要件に該当する方に限る)または介護保険法の区分が要介護5の方は、町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などで不在者投票ができます。

ただし、郵便による不在者投票を希望する方は、用紙の請求期限である9月4日(役場必着)までに申請されないと不在者投票ができませんのでご注意ください。また、郵便等投票証明書の交付を受けていない方や有効期限が切れている方(切れそうな方)は至急ご連絡ください。

投票の方法

投票用紙に記載されている候補者の氏名のうち、投票したい候補者氏名の上段の指定場所に「○」印を押印する記号式投票です。

なお、期日前投票・不在者投票では、投票したい候補者氏名を自書してください。

●成年被後見人の方も投票できるようになりました●

成年被後見人の方も投票することができるようになりました。投票にあたっては、新たに申請などを行う必要はありません。町選挙管理委員会から投票所入場券を送付しますので、指定の投票所で投票することができます。

なお、従来より投票用紙に文字を記入できない方は、「代理投票」を利用することができます。投票時は、ご家族の方も付き添うことができませんので、投票管理者に申し出て

立候補予定者事前説明会

松田町長選挙の立候補届出の受付事務が円滑に行われるよう、事前説明会を開催しますので、関係者の方は、ご出席ください(立候補予定者1人につき3人以内)。

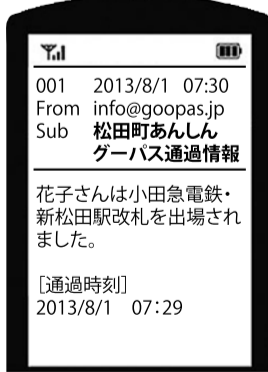
日時 8月6日(火) 10:00～
場所 町役場 4階 4AB特別会議室
内容 立候補届出書類の記載要領等について

8月から「あんしんケーパス」

小田急線利用の子どもを見守り

〈配信メールイメージ〉

通学だけでなく、習い事や通塾、休日の外出などによる乗り降りの時もあんしん!



町では、子どもの見守りサービスの一つとして、「松田町あんしんケーパス」(児童改札機通過情報提供サービス)を実施します。(平成25年度予算の新規主要事業Ⅱ広報まつだ4月号5面参照)

このサービスは、小田急電鉄株式会社に業務委託し、同社の「小田急あんしんケーパスIC」サービスを提供します。このサービスは、小田急電鉄株式会社に業務委託し、同社の「小田急あんしんケーパスIC」サービスを提供します。

対象者 子どもの名前、入出日時、入出場の利用するとき、自動改札機の読み取り機へI

- ① 満了者が対象です。
- ② 松田町在住であること。
- ③ 「記名PASMO」(PASMO定期を含む)をお持ちの小学生、中学生か高校生(特別支援学校の生徒も含む)がいること。
- ④ 同居している保護者であること。
- ⑤ 利用料 無料
- ⑥ 申し込み方法
- ⑦ 申し込み先
- ⑧ 庶務課(役場3階)
- ⑨ 必要なもの
- ⑩ 印鑑・記名PASMO(子ども用)
- ⑪ 本人確認(保護者)ができる住基カード、運転免許証、医療保険証など
- ⑫ 携帯電話のメールアドレス(保護者)

【問い合わせ】庶務課防災防犯係 ☎(83)1221